

道路運送車両法第78条違反に係る情報収集、調査及び警告書等の取扱要領

1. 未認証行為に関する情報の収集等

次の手法等により未認証行為に関する情報の収集に積極的に努めること。

- (1) 自動車整備振興会に対し、未認証行為に関する情報提供の依頼。
- (2) 自動車検査独立行政法人に分解整備に該当する改造自動車等の届出を行っている改造施工者等の情報の入手。
- (3) 継続検査等の受付時に点検整備記録簿の提示があった場合、その記載内容の確認等を行うことによる分解整備実施者に関する情報の入手。
- (4) 継続検査等における再検査の際の再検査部位に係る分解整備実施者に関する情報の入手。
- (5) 自動車整備振興会の自動車整備相談所及び消費生活センター等への自動車使用者からの苦情内容の把握。

2. 未認証行為の調査・確認等

- (1) 未認証行為に関する情報を収集し又は情報提供を受けた場合は、所在地、事業者名等が特定されていない場合を除き、速やかにその事実内容について調査を行うこと。
- (2) 事業者不在等により分解整備の実施の有無が確認できない場合は、指定自動車整備事業者の監査の途中等あらゆる機会に調査を実施する等、引き続き事実内容の確認に努めること。
- (3) 上記(1)及び(2)の調査、確認の際、未認証行為が実施されていないことが確認された場合を除き、未認証行為防止に係る啓発・指導等を行うとともに、その後も確実にフォローアップを行うこと。
- (4) 別途通知する月を、未認証行為の調査・確認・指導の強化月間として、同調査・確認・指導を重点的に実施すること。

3. 未認証行為が確認された場合の措置

未認証行為が確認された場合には、原則として以下の措置を講じること、

- (1) 警告書の交付
 - ① 運輸局長(沖縄県にあっては沖縄総合事務局長)又は運輸支局長(沖縄県にあっては陸運事務所長)は、未認証行為を確認した場合には、係る違反行為を禁止させるべく、様式1の警告書に宛先を明記のうえ関係者に手交すること。
 - ② 様式1の警告書交付後も未認証行為を継続して行っていることが確認された場合に

は、様式2の警告書を手交すること。

- ③ 警告を受けた者については、個別調査等により状況把握に努めることとし、また、この者が他の運輸支局、自動車検査登録事務所(沖縄県にあっては陸運事務所又は運輸事務所。以下「運輸支局等」という。)において受検する可能性があると思われる場合には、当該関係運輸支局等との連絡を密にし、警告を受けた者の受検状況を把握すること。

(2) 告発の措置

(1)②の指導後も未認証行為を継続して行っていることが確認された場合には、「認証を得ていない自動車分解整備事業の防止対策の推進について」(平成15年9月16日付け、国自整第88号。以下「防止対策推進通達」という。)の記3.に基づき、当該事業者に対し告発する旨警告を行い、警告に従わない場合は、警察本部と協議の上、告発を行うこと。

また、告発を行おうとする場合には、その概要を事前に整備課事業監督係に連絡すること。

4. 情報、調査・指導状況等の把握

情報提供年月日、情報の概要及び調査年月日、調査・指導状況等については、様式3により運輸支局等毎に記録し、運輸局(沖縄県にあっては沖縄総合事務局)で整理しておくこと。

5. 情報、調査・指導状況及び警告書の交付状況の報告

情報提供、情報把握等件数については様式4に、立入調査状況等については様式5に集計し、次のとおり自動車交通局技術安全部整備課事業監督係あて、電子メールで報告すること。

(1) 2. (4)の強化月間に関する集計

強化月間の翌月末まで

(2) 当該年度分の集計

翌年度4月末まで